



ロータリー財団 ボランティア奉仕活動補助金申請書

ボランティア奉仕活動補助金とは

ロータリー財団は、ロータリー国における5日間から60日間の国際的な人道奉仕活動を行うための旅費を補助する、ボランティア奉仕活動補助金を提供しています。提供された資金は、将来実施する特定の人道的プロジェクトを計画するためや、受益地域社会における特定プロジェクトに直接奉仕を提供するために使うことができます。

「国際的な人道的奉仕」として認められる基準とは

国際的な人道的奉仕とは、その国の地域社会が必要としている奉仕や技能で、国内のロータリアンが提供できないもの、あるいは提供するのが難しいものを提供することと定義されています。この技能または奉仕は、恩恵を受ける地域社会が要請したものでなければなりません。受領資格の表をご参照ください。

申請できるのは誰か

個人で旅行するロータリアンは、正会員でなくてはなりません。小人数のチーム(最高5人まで)には、ロータリアンの他に、資格を有するロータリアンの配偶者を含むことができます。チーム・リーダーは正会員でなくてはなりません。ボランティア奉仕活動補助金を使用して旅行する者はすべて、以下の関連情報をまとめ、提供する必要があります。

1. 自分が提供できる、地域社会のニーズに関連した特別な技能および経験
2. プロジェクト実施地におけるプロジェクト関連の毎日の活動予定表

旅行期間は最長どのくらいか

- ボランティアは、奉仕活動の計画と実施にあたって最低5日間現地に滞在しなければなりません。また、最長60日まで現地に滞在することができます(往復の移動日を除く)。
- ボランティアが60日を越えて滞在することを望む場合、これによって発生する一切の経費はボランティア本人が負担することになります。

ボランティア奉仕活動補助金の経費の対象となる費用とは

ボランティアは、航空運賃、宿泊費と食費、およびビザの取得や予防接種など旅行に付随する経費を賄うために補助金を申請することができます。参加者は、提供する奉仕に対して報酬や給料を受け取ることはできません。支出の全額が、受け取った補助金資金より少ない場合は、残額を妥当とみなされるプロジェクト関連費に費やすことができます。補助金受領者は、実施国で奉仕活動を行うために必要な許可や承認を取得する責任があります。すべての補助金の支給は、利用可能な資金があることを前提とします。

ボランティア奉仕活動補助金の要件とは

- 旅行者と派遣側地区(クラブ)は、ボランティア奉仕活動補助金の授与と受諾の条件に従わなければなりません。「授与と受諾の条件」は、www.rotary.org(英語)のロータリー・ウェブサイトからダウンロードするか、もしくはロータリー財団または国際ロータリー日本事務局から入手することができます。
- 申請書は、予定されている旅行の遅くとも3カ月前までにロータリー財団に届くよう提出されなければならず、出発予定日の少なくとも2カ月前までに承認されなければなりません。• 旅行の手配は、出発の45日前までに、国際ロータリー・トラベル・サービス(RITSを通じて行わなければなりません)。

支給限度はいくらか

- 本補助金は、一律に支給されるものです。グループ旅行には米貨6,000ドル、個人旅行には3,000ドルが支給されます。
- 1名の申請者が受領できるボランティア奉仕活動補助金は、1ロータリー年度につき2回までに限られています。
- 各プロジェクトの実施地がボランティア奉仕活動補助金の恩恵を受けられるのは、1度に1件のみです。

申請方法

ステップ1 ニーズのある地域社会を探る

ボランティア奉仕を必要としている地域社会を探し、特定するプロセスは、プロジェクト実施国のロータリアンと恩恵を受ける地域社会が主導して行わなくてはなりません。従って、補助金申請書を提出する前に、実施国のロータリアンと関係を築いておく必要があります。

ステップ2 プロジェクトを計画する

ニーズのある地域社会を特定したら、両国のロータリアンは、互いに協力し、そのニーズへの取り組みを援助するためにどのような種類の技能が必要とされるのかを判断しなければなりません。旅行の目的、予定表、諸準備、プロジェクト内容は、申請書の提出前に、実施国と援助国双方の提唱者と受益地域社会が計画し、合意しなければなりません。計画活動の目的と目標は、旅行の前に明確に定義づけておく必要があります。計画活動は、プロジェクトを探すために実施するのではなく、既に特定されたプロジェクトの実施を計画するものでなければなりません。

ステップ3 ボランティア奉仕活動補助金の申請書を記入する

申請書は漏れなく記入した上、遅くとも旅行予定日の3カ月前までに、ロータリー財団へ提出しなければなりません。管理委員会は、実施国もしくは援助国のいずれかの提唱地区の補助金小委員長に、申請書に記入漏れのないことを確認する署名をするよう義務づけています。ボランティア奉仕活動同意書と受取人情報書式が申請書に含まれています。申請者は同意書に署名することにより、医療費および入院費、不慮の死亡および四肢切断を保証する推奨額の旅行保険に加入することを含め、補助金の授与と受諾の条件に同意することになります。受取人情報書式には、支払いの際に必要な口座情報を記入しなければなりません。補助金は、これらの書式なしには承認されません。申請書の記入に不備がある場合、簡単な理由の説明が付され、援助国側のプロジェクト代表連絡担当者に返送されることとなります。

ステップ4 チーム・メンバーを変更する

チーム・メンバーの変更は、代わりを務めるメンバーが資格基準に適合していれば、認められます。ただし、メンバーの変更は、旅行の予約を入れる前に行われなければなりません。代替メンバーが署名した同意書は、出発前にロータリー財団に届いていなければなりません。

ステップ5 旅行の予約を行う

申請書が承認された場合、申請者はロータリー財団より通知を受け取ります。同時に、RITSにも通知が行き、申請者は旅行の計画を開始することができます。補助金の承認を得たなら、申請者は直ちにRITSを通じて旅行の手配をしなければなりません。RITS以外の旅行代理店を通じての航空券購入を許可することができるのは、RITSだけです。**ボランティア奉仕活動補助金が承認される前に購入した航空券の費用は弁済されませんので、事前購入をすべきではありません。**旅程表は、便名、日時、航空会社名および航空運賃を記入したRITS旅行要請書式と共に提出しなければなりません。RITSが地元での購入を承認しなかった場合、RITSが航空券を購入することになります。購入方法にかかわらず、旅行の手配は、少なくとも出発の45日前までに完了しなければなりません。出発の45日前までにRITSを通じて旅行手配を行わなかった場合、旅行日を変更する必要が生じます。

手続の概要

1. 申請者の技能を必要としているプロジェクト実施国協同提唱者とニーズのある地域社会を見つける。
2. 申請書を記入する。
3. 申請書が受理され、補助金番号と補助金コーディネーターが指定された旨が記された確認書が、ロータリー財団から送付される。
4. 承認審査の前に、申請書について不明な点があれば、補助金コーディネーターから申請者に連絡が行く。
5. 追加の情報を求められた場合は、その情報を提出すべき期限が知らされる。または旅行日の変更を求められることもある。
6. 不備のない申請書は、審査のために回付される。承認されたなら、承認を通知する書簡が申請者に送られる。
7. 承認直後に、RITSから旅行予約の指示がEメールで送られる。すべての旅行手配は、RITSを通じて行われる。地元で航空券を購入することを要請する場合は、便名、日時、航空会社名および航空運賃を記入したRITS旅行要請書式と共に、旅程表を提出しなければならない。すべての手配(航空券の発行、地元における購入が承認されたかどうか)は、遅くとも出発の45日前までに確認されなければならない。
8. 地元での購入を要請した申請者には、その要請が承認されたかどうかの結果がRITSのスーパーバイザーより通知される。地元での購入が拒否された場合に、申請者がRITSを通じて予約することを拒み、他の旅行会社から購入した場合、ロータリー財団はその航空運賃を支払わない。

報告要件

- 補助金受領者は、帰国後2カ月以内に奉仕活動に関する最終報告書をロータリー財団に提出しなければなりません。ロータリー出版物や展示用に使える、奉仕活動中の様子を生き生きと捉えた写真を送付するよう奨励されています。
- プロジェクト実施国における受入れクラブまたは地区は、奉仕後評価書式に漏れなく記入した上、これをロータリー財団に提出しなければなりません。
- 期日通りに正確な報告書を提出することを怠った場合、提唱クラブまたは地区は、適切な報告書が受理されるまで、本補助金プログラムに参加できない結果を招くことになります。
- ボランティア奉仕活動補助金受領者は、行った奉仕活動を自国のロータリー・クラブや地元団体に報告する機会を探し求めるべきです。

補助金の受領資格に関する項目表

定義	対象となる活動の例	対象外の活動の例
直接奉仕活動 特定の地域あるいはグループに直接恩恵をもたらす人道的奉仕の提供(実施国のロータリアンが同様の奉仕を提供できない場合)を目的として、派遣クラブ・地区とボランティア奉仕活動補助金申請者が協力すること	<ul style="list-style-type: none"> • 恵まれない人々を対象とした医療／歯科サービスの提供 • プロジェクトの実施を管理するために必要な専門知識の提供 • 恵まれない人々を対象とした、役に立つ語学や技能の無料授業 • 財団の建設方針で許可されているダム、簡易トイレ、水処理・衛生設備、道路の建設 • 教師や講師を対象とした、新しい教育法や技能の研修 	<ul style="list-style-type: none"> • 既に完了した、あるいは進行中のプロジェクトの現場訪問 • 大会、プロジェクト展示会、国際会議への出席 • 研究調査活動の実施、または学業のための奨学金 • 財団の建設方針で禁じられている堅固な建物の建設あるいは改築 • 他の財団プログラムと重複するプログラム交換やその他の活動への参加 • 他団体の奉仕プログラムや研修プログラムへの参加 • ESL(第二外国語としての英語)の資格認定、または十分な経験なしに英語を教えること • 施設で手工芸を教えること(実施国のロータリアンが同じ活動を実施できる場合)
プロジェクトの計画 将来のある時期に、援助国側提唱者が実施する特定の人道的プロジェクトを計画することを目的として、派遣クラブ・地区と本補助金申請者が協力すること	<ul style="list-style-type: none"> • 人道的補助金プログラムの基準に適った新しい国際人道的プロジェクトの計画(財団から資金が支給されるか否かにかかわらず) • 既存のプロジェクトの次段階の計画 • 地域社会のニーズに応える具体的なプロジェクトを企画するために、プロジェクト実施国で行うニーズ査定 	<ul style="list-style-type: none"> • 事前の計画なしに支援できるプロジェクトを探すこと • 姉妹クラブの親睦訪問の実施 • 実施国のロータリー・クラブの関与や参加なしに、他団体との立案会議に出席すること • 援助国のクラブや協力団体と共に募金活動を実施すること



ロータリー財団 ボランティア奉仕活動申請書

電子ファイルの申請書を使用する場合、表の欄は入力量に応じて自動的に拡張します。必要に応じて、別紙を添付してください。申請書に不備がある場合は、説明と共に援助国のプロジェクト代表連絡担当者に返送されます。

1. プロジェクト概要

1. プロジェクト実施地(クラブ名ではなく、奉仕活動または計画活動が実施される場所)

市町村	国	プロジェクト・奉仕の簡単な説明

2. この旅行の主な目的 計画活動 直接奉仕活動の提供 両方

3. 奉仕活動または計画活動が実施される地域社会のニーズは、どのようなものですか。

4. 提案されている奉仕活動、または計画活動は、それが実施される地域社会のニーズにどのように応えますか。

2. 予定滞在期間

現地での滞在期間は、最低5日間、最長60日までと規定されています。

出発予定日	帰国予定日	全滞在日数(移動日を除く)

3. 代表となる援助国協同提唱者(旅行者)

プロジェクトの共同責任を負うプロジェクト代表連絡担当者(チーム・リーダー)の所属クラブまたは地区

ロータリー・クラブ名	クラブID番号
地区番号	国

プロジェクト代表連絡担当者(チーム・リーダー): 補助金のチーム・リーダーはロータリー財団のからの郵送物や通信物に関する代表連絡担当者となります。この補助金で複数の方が旅行する場合、以下に記載された人物がチームの代表連絡担当者となり、補助金資金を監督する責任を負います。さらに最終報告書を提出する責務も担います。

氏名:
会員ID番号:
番地:
市町村/都道府県/郵便番号:
国:
主要電話番号:
他の電話番号:
ファックス番号:
Eメールアドレス:

プロジェクト概要に記入された地域社会のニーズに直接影響を与えることになる、あなたの技能や経験を記述してください。これには、職業上の技能、専門的な技能、語学力、各種資格などが含まれます。履歴書を添付しても結構です。

--

4. 奉仕活動の日程表

本補助金による訪問中にチーム・リーダーと各チーム・メンバーが予定している活動の詳しい日程を記入してください。
必要に応じて行を追加してください。


チーム・メンバー氏名	日付／曜日	プロジェクトの活動内容

5. チーム・メンバーの追加(該当する場合)

ボランティア奉仕活動補助金を利用して旅行できるのは、最高5名までです(チーム・リーダー1名およびチーム・メンバー4名)。各チーム・メンバーは、技能と日程を含め、**本ページの所要事項すべてに漏れなく記入する必要があります**。本ページをコピーし、追加のチーム・メンバー1名ごとに1枚ずつ記入してください。

氏名:	
1つに印をつけてください。 <input type="checkbox"/> ロータリアン <input type="checkbox"/> ロータリアンの配偶者	
ロータリー・クラブ名	地区番号:
会員ID番号:	
番地:	
市町村/都道府県/郵便番号:	
国:	
主要電話番号:	
他の電話番号:	
ファックス番号:	
Eメールアドレス:	

プロジェクト概要に記入された地域社会のニーズに直接影響を与えることになる、あなたの技能や経験を記述してください。これには、職業上の技能、専門的な技能、語学力、各種資格などが含まれます。履歴書を添付しても結構です。

 追加のチーム・メンバー1名に対し、1枚記入しましたか。

6. 実施国の代表協同提唱者

プロジェクトの共同責任を負うプロジェクト実施国のクラブまたは地区を記入してください。

ロータリー・クラブ	クラブID番号
地区番号	国

プロジェクト連絡担当者:この人物は、財団の補助金に関する連絡と郵送の代表担当者となるプロジェクト実施国のロータリアンです。このロータリアンが、奉仕後評価書式を記入する責任者となります。

氏名:	
1 つに印をつけてください。 <input type="checkbox"/> ロータリアン <input type="checkbox"/> ロータリアンの配偶者	
ロータリー・クラブ名	地区番号:
会員ID番号:	
番地:	
市町村／都道府県／郵便番号:	
国:	
主要電話番号:	
他の電話番号:	
ファックス番号:	
Eメールアドレス:	

地域社会のニーズと、実施国のクラブがこのプロジェクトにどのように参加するかを、以下に説明してください。あるいは、説明の書簡をこの申請書に添付してください。この欄は実施国側の協同提唱者が記入すべきものです。

--

7. 同意書

本ボランティア奉仕活動補助金同意書(以下「同意書」)は、クラブおよび(または)地区(以下「協同提唱者」)、ロータリー財団ボランティア奉仕活動補助金受領者、国際ロータリーのロータリー財団により、添付の「ボランティア奉仕活動補助金申請書」(以下「申請書」)に概説されている実際の奉仕活動または計画活動(以下「プロジェクト」)を支援する目的をもって交わされるものです。ボランティア奉仕活動補助金(以下「補助金」)とは、ロータリアン1名に対し米貨3,000、または1名のロータリアンが率いる資格あるチームに対して米貨6,000ドルの資金を授与するものです。補助金受領者の関与するプロジェクトの内容、実施地、責務、活動は、提出された申請書に記述・説明されています。

ロータリー財団から本ボランティア奉仕活動補助金を受領するにあたり、協同提唱者ならびに受領者は下記の事項に同意することになります。

1. 「ボランティア奉仕活動補助金の授与と受諾の条件」を受け取り、読了し、そこに規定されているすべての条項を遵守する。
2. 本申請書に概説されている通り、ニーズのある地域社会が恩恵を受けることになるプロジェクトを支援するために補助金を活用すること。ロータリー財団の提供する資金を、「補助金の授与と受諾の条件」の中でロータリー財団が認めている以外のいかなる目的にも使用しないこと。ロータリー財団は、受領者に授与され、あるいは保持され、あるいは寄付された資金で未承認の目的に使用された一切の資金、またはロータリアンやロータリー自体の利益となるべく使用されたすべての資金について、返済を受ける権利を有している。協同提唱者および受領者は、補助金資金が認められた旅行関連の経費および最低限のプロジェクト関連経費のみに充当できるものであることを理解している。
3. 協同提唱者および受領者は、国際ロータリー(RI)、ロータリー財団(TRF)、その理事、管理委員、役員、委員会および職員(集合的に「RI/TRF」とされる)を、共同提唱者ならびに(または)受領者による本プロジェクトへの参加(このプロジェクト実施地への全ての往復旅行を含む)によって直接または間接的に生じる行為、行動、怠慢、不注意、不当行為、不法行為(または適用される政府の法令や条例に反する行動)によって、RI/TRFに対して行使あるいは回収される、いかなる代位請求、行為、損傷、損失、怠慢、費用、債務、出費(妥当とみなされる弁護士料や訴訟費用を含む)、報酬、裁判、罰金からも守り、補償し、損害を及ぼさないものとする。RI/TRFが負う一切の責任は、補助金の支給に限られる。RIとTRFのいずれも、本補助金あるいは本プロジェクトに関してこれ以上のいかなる責任も負わない。受領者を派遣する協同提唱者は、受領者がプロジェクト実施地で奉仕するための資格を有し、クラブまたは地区の承認を得ていることを確認する。さらに、受領者は、プロジェクトが実施国協同提唱者と受益地域社会のニーズに基づいて計画されたものであることを確認する。
4. 実施国協同提唱者は、申請書に記されている通りに奉仕期間を通じて本受領者を派遣する。受領者の「派遣」とは、経済的な義務を一切負うものではない。財団は、受領者に対し、航空運賃、宿泊費、食費、旅費の一部を賄うために補助金を提供するが、残りの費用は他の手段によって賄われなければならない。
5. 受領者は、本プロジェクトに参加中、あるいはその実施地への往復旅行中の自分の行動および所有物に対し、単独で責任を負うものとされる。協同提唱者および受領者は、本プロジェクトにボランティアとして志願することで、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識している。このような活動とは、病気、怪我、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律との接触から生じる問題、肉体的な悪影響、犯罪、詐欺行為などに晒されることである。受領者および協同提唱者は、これらの危険を理解し、プロジェクトに伴うすべての危険性を受け入れる。受領者および協同提唱者は、金銭的にもその他の面においても、補助金を超えたいかなる賠償責任、負担および義務からもRI/TRFを解放する。重篤な病気あるいは負傷により、受領者が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還する場合、ロータリー財団は自国への移送手配費用を支払う。RI/TRFは、現在も将来においても、いかなる医療費あるいは治療費も負担することはないものとする。プロジェクト参加中、あるいはその実施地への往復旅行中、または本補助金支給に関連するいかなる時点においても、受領者が負った、または患った病気、怪我、その他の損失(情緒障害を含む)とそれに伴って生じる全費用は、受領者自身が一切の責任を負うものとする。

6. ロータリアンのチームの半数以上、あるいは実施地のロータリアンや組織担当者が、慎重な協議の後、受領者が適切に活動をしていないと判断した場合、その旨がロータリー財団に通告されるものとする。ロータリー財団は、本同意書を終結し、受領者を自国に即刻帰還させる手配を取る権利を有している。
7. 受領者またはその家族の重篤な病気や負傷、あるいは身の安全に関わること以外の理由によって、本同意書の期間(補助金の承認時から補助金の完了まで)が終了する前にこのプロジェクトを終結した場合、TRFは、その取り消し時点において、補助金の授与と受諾の条件に従わずに使用されたいかなる補助金資金も、発生した一切の利息も含め、返済を受ける権利を有するものとされる。さらには、重篤な病気、負傷あるいは身の安全に関わること以外の理由によって、申請書に記載されている終了日前にプロジェクトを終結した受領者は、帰国の航空運賃を自己負担するものとする。プロジェクトへの参加、あるいは旅行をしないことに決めた受領者は、その通知後30日以内に、利息を含む補助金の全額を返還するものとする。
8. TRF は、受領者または協同提唱者が本同意書ならびに「授与と受諾の条件」に設定されている条件に従うことを怠った場合に、この同意書を終結する権利を保有する。終結された場合、受領者は、終結から30日以内に利息を含む補助金の未使用分をすべて返還するものとする。
9. 天災、戦争、火事、反乱、内紛、ハリケーン、地震その他の自然災害、公敵行為、交通施設の短縮、あるいは当該当事者が適切に制御できない何らかの理由によって本同意書の条件に当事者が従わなかった場合には、それは本同意の違反であるとはみなされないものとする。このような場合、同意書は終結したものとみなし、受領者は、終結から30日以内に補助金の未使用分をすべて返還するものとする。
10. 受領者は、条件として義務づけられている保険に加入するものとする。その条件とは、医療費および入院費として最低米貨250,000ドルまたはその相当額、事故死または四肢切断の費用として最低米貨10,000ドルまたはその相当額、緊急移送に最低米貨50,000ドルまたはその相当額、遺体の本国送還費として最低米貨10,000ドルまたはその相当額となっている。保険は、プロジェクト実施国だけでなく、世界中で適用するものが推奨されている。自国においては適用されない保険でもよい。保険は、出発日から帰国日まで有効であるものとする。受領者は、ロータリー財団から要請があれば、保険証書のコピーを提出するものとする。TRFは、受領者または協同提唱者に対していかなる種類の保険も提供する責任を負わないものとする。
11. 受領者および協同提唱者は、TRFまたはRIの職員ではなく、従って補償、雇用者年金、健康保険および歯科保険、労働者災害補償保険、生命保険、身体障害保険、その他TRFあるいはRIのいかなる保険または諸手当を受ける資格がないことを認識し、これに同意する。本同意書のいかなる内容も、当事者もしくは第三者によって、受領者ならびに協同提唱者とTRFとの間に提携関係、合弁事業、または本人と代理人の関係をつくり出すものとは解釈されないものとする。
12. 本同意書には、イリノイ州法が適用される。本同意書に関するいかなる訴訟も、米国イリノイ州クック郡に提出される。受領者は、イリノイ州クック郡の巡回裁判所の司法管轄へ書類を提出することに同意する。

8. 同意書および申請書の承諾

下記に署名することにより、提唱者および参加者は、本同意書にある授与と受諾の条件を了解し、承諾することになります。

実施国協同提唱者		援助国協同提唱者	
<input type="checkbox"/> クラブ会長(クラブが提唱する場合)		<input type="checkbox"/> クラブ会長(クラブが提唱する場合)	
<input type="checkbox"/> 補助金地区小委員会委員長(地区が提唱する場合)		<input type="checkbox"/> 補助金地区小委員会委員長(地区が提唱する場合)	
氏名:		氏名:	
クラブ:		クラブ:	
地区番号:		地区番号:	
署名:		署名:	
日付:		日付:	
チーム・リーダー		チーム・メンバー 1 (該当する場合)	
氏名:		氏名:	
クラブ:		クラブ:	
地区番号:		地区番号:	
署名:		署名:	
日付:		日付:	
チーム・メンバー 2 (該当する場合)		チーム・メンバー 3 (該当する場合)	
氏名:		氏名:	
クラブ:		クラブ:	
地区番号:		地区番号:	
署名:		署名:	
日付:		日付:	
チーム・メンバー 4 (該当する場合)			
氏名:			
クラブ:			
地区番号:			
署名:			
日付:			



記入漏れがないか今一度ご確認ください。記入漏れがある場合、申請書は返送されます。

9. 受取人情報書式

本書式に漏れなくご記入の上、ロータリー財団までご返送ください。補助金が承認された後、財団が資金を送金する際に、本書式の情報が必要となります。以下の各事項にご留意ください。

- 受取人情報が不備または不正確なために資金が正しい振込先に送金されなかった場合、それはクラブ／地区の責任となります。
- 協力団体や受益団体に対して支払われることはありません。
- 支払いは、個人の口座、もしくはプロジェクト用に開設された口座(ロータリアンによって直接管理されている口座)に振り込むことができます。
- 支払いは、現地の銀行慣習に沿った方法で行われます。
- 特別な指示がない限り、支払いは援助国協同提唱プロジェクト担当連絡者に送金されます。

口座名義人の氏名	
プロジェクトの銀行口座番号 (該当する場合は、口座番号には銀行コード、支店コード、口座番号、キー・コード、種類コードを含めてください)。	
口座の通貨(米ドルもしくは現地通貨)	
銀行名	
銀行の住所:番地	
市、都道府県	
国名	
郵便番号	
銀行の電話番号	
銀行のファックス番号	
ABA番号(米国の銀行のみ) (米国内のすべての電信送金に必要とされる米国銀行の入金用コード番号)	
SWIFT(またはBIC)銀行IDコード (すべての国際送金に必要とされる銀行コード)	

**米ドルにより海外へ電子送金する場合
下記の要項を銀行に問い合わせ、ご記入ください。**

仲介銀行／コレレス(取引)銀行名	
仲介銀行／コレレス(取引)銀行住所	
市、都道府県、国	
ABA番号	

10. 協力団体協力団体に関する情報

協力団体とは、専門技術を提供したり、プロジェクトの調整を行ったりして、プロジェクトの実施に直接に関与する団体を意味し、

物品の受領者、あるいはロータリーのクラブや地区ではありません(例:非政府組織である国際ロータリー医師バンクなど)。該当する場合、以下の事項を行ってください。

- 団体の名称と住所を以下にご記入ください。
- 各協力団体が担う責務、このプロジェクトでどのようにロータリアンと協力するか、またプロジェクトに関連した各種活動の財務監査に協力する同意事項を具体的に記した、当該団体からの参加同意書を添付してください。
- プロジェクト実施国のロータリアンからの各団体の推薦状を添付してください。

団体名	
団体の住所	

11. 地区補助金小委員会委員長の署名

援助国いずれかの地区補助金小委員会委員長は、申請書に記入漏れのないことを確認するために署名が義務づけられています。

「私は委員会を代表し、私の知識と能力の及ぶ限りにおいて、本補助金の申請書に記入漏れがなく、ロータリー財団の指針に適合していることをここに証します」 地区補助金小委員会委員長の署名	地区番号

12. チェックリスト

完了済み	必須項目
<input type="checkbox"/>	ロータリー財団に、出発予定日の少なくとも3カ月前までに申請書を提出しましたか。期日通りに提出されなかった場合は、出発日の2カ月前に承認されることは非常に難しくなります。従って手続にかかる時間を考慮し、旅行日を調整してください。
<input type="checkbox"/>	プロジェクトは、補助金のすべての方針と指針(RIウェブサイト www.rotary.org から入手可能)に準拠していますか。
<input type="checkbox"/>	プロジェクトの説明には、具体的な受益地域社会が特定され、ボランティア奉仕活動補助金申請者による奉仕活動がどのようにその地域社会に利益をもたらすかが記述されていますか。具体的なプロジェクト計画を記述していますか。
<input type="checkbox"/>	プロジェクトの計画または奉仕活動を行う上で、ボランティア奉仕活動補助金の各申請者が有する具体的な技能と経験がどのように活用されるかを明記しましたか。
<input type="checkbox"/>	予定された出発日と帰国日は、ボランティア奉仕活動補助金申請者が、(移動日を除いて)最低5日間最高60日間プロジェクト実施地に滞在することを示していますか。
<input type="checkbox"/>	このプロジェクトには、協力団体が関与していますか。関与している場合、次の書簡を添付しましたか。 1) 協力団体からの書簡 2) その団体の存在を知っており、協力活動を支持する旨が書かれた主要実施国協同提唱者からの書簡
<input type="checkbox"/>	プロジェクトの連絡担当者およびチーム・メンバー、ならびに実施国側と援助国側の協同提唱クラブ・地区に関する詳細な連絡情報を提供しましたか。
<input type="checkbox"/>	同意書には、必要とされているすべての署名がなされていますか。
<input type="checkbox"/>	実施国側か援助国側のいずれかの補助金地区小委員会委員長が、この申請書を承認しましたか。
<input type="checkbox"/>	受取人情報書式は、すべて記入済みですか。
<input type="checkbox"/>	記入済みの申請書と添付書類を、次のいずれかの方法でご提出ください。Eメール： grants@rotary.org 、ファックス：1-847-866-9759、郵送宛先： <p style="text-align: center;">Volunteer Service Grants The Rotary Foundation One Rotary Center 1560 Sherman Avenue Evanston, IL 60201-3698 USA 電話：1-847-866-3000</p>

136-JA—(1206)